（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

第二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	
負担金の区分	支払方法
一　（略）	（略）
二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあつては、第一号の㈢の規定に

改正前	
負担金の区分	支払方法
一　（略）	（略）
二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあつては、第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分

（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。